

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案概要
(両立支援等助成金、キャリアアップ助成金の見直し関係)

1. 両立支援等助成金

- (1) 介護離職防止支援コース助成金の見直し
- ・ 対象事業主について、中小企業事業主のみとする。
 - ・ 介護休業制度を労働者に利用させた事業主に対する支給について、休業取得時及び職場復帰時にそれぞれ半額ずつ支給することとする。
 - ・ 1事業主当たりの支給上限について、無期契約労働者・有期契約労働者各1人までから、1年度合計5人までとする。
 - ・ 介護支援計画の作成について、休業又は制度利用の開始後の作成も可能とする。

【現行制度の概要】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	連続2週間（又は分割取得時は合算して14日）以上の介護休業を取得・復帰させた事業主	連続6週間（又は分割取得時は合算して42日）以上の制度を利用させた事業主
一人当たり支給額	中小企業事業主以外：38万円<48万円> 中小企業事業主：57万円<72万円>	中小企業事業主以外：19万円<24万円> 中小企業事業主：28.5万円<36万円>
支給上限	1事業主当たり2人まで (無期、有期1人ずつ)	1事業主当たり2人まで (無期、有期1人ずつ)
介護支援計画の作成	・ 介護休業の取得前に、作成することが必要	・ 制度の利用前に作成することが必要

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

	介護休業制度	その他の両立支援制度
対象事業主	合算して14日以上介護休業を取得・復帰させた中小企業事業主	合算して42日以上制度を利用させた中小企業事業主
一人当たり支給額	取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>
支給上限	1中小企業事業主当たり1年度5人まで	1中小企業事業主当たり1年度5人まで
介護支援計画の作成	・ 休業の開始後も可	・ 制度利用の開始後も可

※ < >は生産性要件を満たした場合の金額

(2) 再雇用者評価処遇コース助成金の見直し

- ・ 支給要件となる離職理由に、配偶者の転勤等を追加する。

【現行制度の概要】

妊娠、出産、育児又は介護のためやむを得ず退職した者が、就業が可能になったときに、その経験や能力が適切に評価された上で復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に対して助成金を支給する。

【改正後の概要】

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤等のためやむを得ず退職した者が、就業が可能になったときに、その経験や能力が適切に評価された上で復職できる制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に対して助成金を支給する。

- ・ 育児や介護等を理由として退職した方の再雇用に資する助成金であることが、事業主に端的に伝わるよう、「カムバック支援助成金」を通称として使用する。

(3) 女性活躍加速化コース助成金の見直し

- ・ 対象事業主について、中小企業事業主のみとする。
- ・ 取組目標達成時の支給額を増額する。

【現行制度の概要】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ行動計画の策定、公表及び届出を行い、行動計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して次のとおり助成する。

	中小企業 事業主	中小企業 事業主以外
①取組目標の達成時	<u>28.5 万円</u> <36 万円>	—
②数値目標の達成時	28.5 万円 <36 万円>	—
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5 万円 <60 万円>	28.5 万円 <36 万円>

※ 1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主をいう。

※ 2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

	中小企業
①取組目標の達成時	<u>38 万円</u> <48 万円>
②数値目標の達成時	28.5 万円<36 万円>
女性管理職比率の基準値を達成した場合	47.5 万円<60 万円>

※ 1 「中小企業事業主」とは常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主をいう。

※ 2 < >は生産性要件を満たした場合の金額

2. キャリアアップ助成金

(1) 賃金規定等改定コース助成金の見直し

- ・ 職務評価加算について、1事業主当たりの申請可能回数を1回に限定する。

【現行制度の概要】

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、賃金を一定の割合以上で増額した場合に助成し、職務評価の手法の活用によりこれを実施した場合、1事業所当たり14.25万円<18万円>（19万円<24万円>）を加算する。

※（ ）は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、賃金を一定の割合以上で増額した場合に助成し、職務評価の手法の活用によりこれを実施した場合、1事業所当たり14.25万円<18万円>（19万円<24万円>）を加算する（ただし、1事業主当たり1回に限る。）

※（ ）は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

(2) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金の見直し

- ・ 1人当たり支給額を増額するとともに、1事業所当たりの上限人数を、30人から45人までに引き上げる。

【現行制度の概要】

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり 30人。

《支給額》

3%以上：1人当たり 1.425万円<1.8万円> (1.9万円<2.4万円)

5%以上：1人当たり 2.85万円<3.6万円> (3.8万円<4.8万円)

7%以上：1人当たり 3.325万円<4.2万円> (4.75万円<6万円)

10%以上：1人当たり 5.7万円<7.2万円> (7.6万円<9.6万円)

14%以上：1人当たり 7.125万円<9万円> (9.5万円<12万円)

※ () は中小企業事業主の金額

※< > は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり 45人。

《支給額》

3%以上：1人当たり 2.2万円<2.7万円> (2.9万円<3.6万円)

5%以上：1人当たり 3.6万円<4.5万円> (4.7万円<6万円)

7%以上：1人当たり 5万円<6.3万円> (6.6万円<8.3万円)

10%以上：1人当たり 7.1万円<8.9万円> (9.4万円<11.9万円)

14%以上：1人当たり 9.9万円<12.5万円> (13.2万円<16.6万円)

※ () は中小企業事業主の金額

※< > は生産性要件を満たした場合の金額

(3) 短時間労働者労働時間延長コース助成金の見直し

- ・ 1人当たり支給額を増額するとともに、1事業所当たりの上限人数を、15人から45人までに引き上げる。

【現行制度の概要】

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり 15人。

《支給額》

1人当たり 14.25万円<18万円> (19万円<24万円)>

※ 「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：

1人当たり 2.85万円<3.6万円> (3.8万円<4.8万円)>

2時間以上3時間未満：

1人当たり 5.7万円<7.2万円> (7.6万円<9.6万円)>

3時間以上4時間未満：

1人当たり 8.55万円<10.8万円> (11.4万円<14.4万円)>

4時間以上5時間未満：

1人当たり 11.4万円<14.4万円> (15.2万円<19.2万円)>

※ () は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額

【改正後の概要】

有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に次のとおり助成する。支給上限人数は、1事業所当たり 45人。

《支給額》

1人当たり 16.9万円<21.3万円> (22.5万円<28.4万円)>

※ 「賃金規定等改定コース助成金」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満：1人当たり 3.4万円<4.3万円> (4.5万円<5.7万円)>

2時間以上3時間未満：1人当たり 6.8万円<8.6万円> (9万円<11.4万円)>

3時間以上4時間未満：1人当たり 10.1万円<12.8万円> (13.5万円<17万円)>

4時間以上5時間未満：1人当たり 13.5万円<17万円> (18万円<22.7万円)>

※ () は中小企業事業主の金額

※< >は生産性要件を満たした場合の金額